



# パートナーシップ宣言制度 利用の手引き



## 1. パートナーシップ制度を始めます。

小豆島町では、小豆島町人権を擁護する条例や小豆島町人権尊重の町宣言の基本理念に基づき、あらゆる偏見や差別をなくし、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが平等で自分らしく安心して暮らせるまちを目指しています。

この理念に基づき、性的少数者の方のパートナー関係を尊重するため、令和3年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を導入しました。

この制度は、法律上の婚姻関係とは異なり、一方又は双方がLGBTなど性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓し、町が公的に証明する制度です。

### LGBTとは

L(エル)：レズビアン（同性を好きになる女性）

G(ジー)：ゲイ（同性を好きになる男性）

B(ビー)：バイセクシュアル（両方の性を好きになる人）

T(ティ)：トランスジェンダー

（「からだの性」と「こころの性」が一致しない人）

の頭文字から作られた言葉で性的少数者＝セクシュアルマイノリティの総称です。

### アライ(Ally)とは

アライ(Ally)、正しくはストレートアライ(Straight Ally)と言います。

自分は、LGBTでは無いけれどLGBTの人たちの活動を支持し、支援している人たちのことを言います。

米国で、LGBTの方々を支援し、同性愛に対する嫌悪や偏見を持つ価値観などの解消を促すための活動が盛り上がり、これらを支持する人がアライ(Ally)と呼ばれるようになりました。

## 2. パートナーシップの宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的少数者であることのほか、以下の要件をすべて満たす必要があります。

### ① 成年に達していること

- 双方とも年齢は18歳以上の方。

### ② 小豆島町民であること、又は転入予定であること

- 本町に住所を有しているか、3ヶ月以内に転入を予定している方。
- 転入予定の方は宣誓書に転入予定日を記載してください。

### ③ 配偶者がいないこと

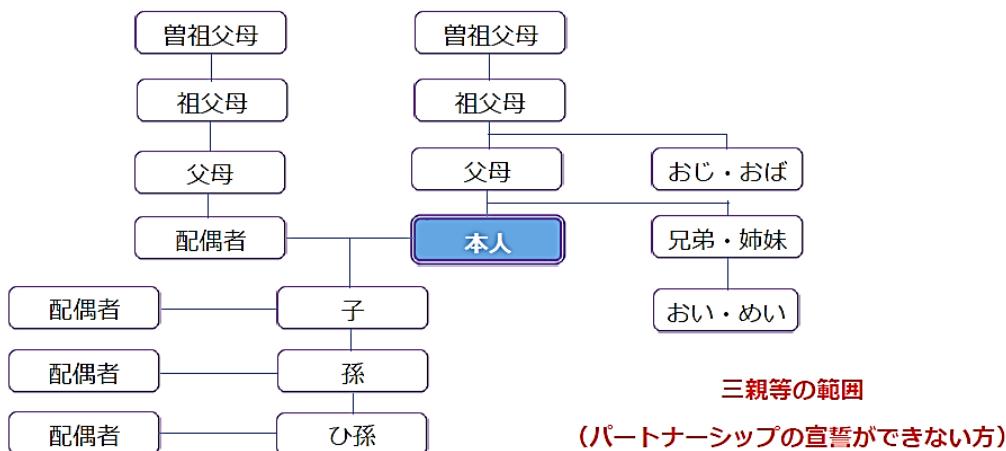
- 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。

### ④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係ないこと

- 同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓や登録を行っている方は小豆島町において宣誓することはできません。

### ⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

- 民法の規定により、婚姻できない関係にある方（三親等以内の親族）とは宣誓することはできません。



### 3. パートナーシップ宣誓証明書交付までの流れ

#### ① 事前予約



- ・宣誓を希望される日の原則7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに電話又はメールで予約してください。

- ・宣誓の日時の調整、必要書類の確認を行います。

※宣誓日時は状況によりご希望に沿えない場合があります。

宣誓ができる時間：平日9時～17時

※予約なしで宣誓書の提出をされた場合は、スムーズな対応ができない可能性がございますので必ず予約をしてください。

また、宣誓される当事者のプライバシーに最大限配慮し、希望者は個室で対応します。事前予約の際にお申し出ください。

〈連絡先〉 小豆島町住民生活課人権推進室

電 話：0879-82-7004（平日8時30分～17時15分）

メール：olive-jyumin@town.shodoshima.lg.jp

#### ② パートナーシップの宣誓

- ・予約した日時に必要書類をお持ちの上、お越しください。
- ・申請書類（宣誓書・添付書類）をもとに、宣誓の要件を備えているかを確認します。

#### ③ 宣誓証明書等の交付



- ・要件を満たしていることが確認できた場合、宣誓証明書を交付します。また、ご希望に応じて宣誓証明カードを交付します。

- ・交付準備ができましたら、当課より連絡をしますので、本人確認書類を持参の上、受け取りにお越しください。

※宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とします。

## 4. 宣誓時にご用意いただくもの

パートナーシップの宣誓をするには、以下の書類をご準備いただく必要があります。

### ① 現に婚姻をしていないことを証明する書類

- ・独身証明書や戸籍抄本等（3か月以内に発行されたものをお持ちください。）
- ・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に日本語訳文を添付して提出してください。



### ② 転入予定の証明書

- ・転入予定の方は、小豆島町に転入する予定が記載された転出証明書などをご持参ください。

### ③ 本人確認ができる書類

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）又は、運転免許証等（本人の顔写真付きの官公署が発行したもの）をお持ちください。
- ・上記がない場合は、健康保険証、年金手帳（年金証書）、介護保険被保険者証等を2点以上お持ちください。



## 5. 宣誓後について

再交付・返還の場合も事前に電話又はメールでご予約下さい。

### ①パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

紛失やき損、氏名変更等やむを得ない事情により再交付を希望される場合、「パートナーシップ宣誓証明書・証明カード再交付申請書」に基づき再交付します。

※住所変更等は再交付の対象になりません。

### ②パートナーシップ宣誓証明書等の返還

次の場合パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを返還する必要があります。

- ・当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき
- ・一方又は双方が町外に転出した場合
- ・その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

## 6. よくある質問

### Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどういうのですか。

婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

小豆島町が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて、行われるものであり、婚姻のような法的な効力はありません。

### Q2 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

宣誓や宣誓証明書等の交付には、費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

### Q3 小豆島町民でないと宣誓できないのですか。

現在、一方又は双方が町外に住所を有している場合も、転入を予定している方であれば宣誓できます。なお、転入予定の方が宣誓する場合は、転入予定が確認できる書類を提出いただいたうえで、宣誓書に転入予定日を記載していただきます。宣誓後3か月以内に転入したことを証明する住民票の写し（又は住民票記載事項証明書）の提出が必要です。

### Q4 通称名は使用できますか。

性別違和等の理由により、町長が認める場合は通称名を使用することができます。なお、その際には通称名を日常的に使用していることが分かる書類（郵便物や社員証等）の写しを提出してください。

### Q5 宣誓証明書を紛失したときは再交付できますか。

宣誓証明書の紛失やき損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合には、申請に基づき宣誓証明書を再交付します。その場合も、事前に電話又はメールでご相談下さい。なお、住所変更等は再交付の対象になりません。

### Q6 パートナーと関係を解消した場合はどうしたらいいですか。

パートナーシップを解消した場合は、宣誓証明書及び宣誓証明カードを添えて返還届を提出してください。

## Q7 どのようなときに証明書を返還しなければいけないですか。

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が町外へ転出したときなどは、返還届を提出し、宣誓証明書を返還していただきます。

## Q8 成りすましや偽造等の悪用はされませんか。

町が宣誓を受ける際には、住民票の写し等や現に婚姻をしていないことを証明する書類と本人確認を行うため運転免許証等の提示を求めるで、成りすまし等の悪用を防止します。なお、パートナーシップ宣誓証明書を虚偽等により交付を受けたこと、また、不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、当該パートナーシップの宣誓を取り消し、宣誓証明書を返還していただきます。

## Q9 制度利用に際し、プライバシーは守られますか。

宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類や記載内容などの個人情報は必ず守られます。

## Q10 養子縁組をしていると宣誓できませんか。

パートナーシップにあるお二人が、様々な事情により婚姻を選択しない現状を考慮し、養子と養親の関係にある場合でもパートナーシップ宣誓ができるようになりました。

ただし、養子縁組前に三親等以内の親族であった場合を除きます。

## Q11 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

この制度は小豆島町がお二人のパートナーシップの関係を認め尊重することで、当事者が抱える様々な不安や困難を軽減する一つの手段になることを目的としています。また、LGBTなどの性的少数者に対する偏見や差別の解消につながることにも期待しています。

ご不明な点は、小豆島町住民生活課人権推進室までお気軽にお問合せください。

**小豆島町 住民生活課 人権推進室**

〒761-4492 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95

TEL : 0879-82-7004 FAX : 0879-82-5037

受付時間 平日（土日祝日及び年末年始を除く） 8：30～17：15

メール : olive-jyumin@town.shodoshima.lg.jp